

PwC Tax Insight (No.04/2018)

特別経済開発区域内での事業の軽減税率申請期限延長

Issue 21 March 2018



.....
特別経済開発区域内での事業の軽減所得税率の適用申請期限が延長されました。
.....

勅令第584条および歳入局長告示第254号により、特別経済開発区域(ナラティワート県、パッターニー県、ヤラー県、ソククラ県(一部)、サトゥン県)内で事業を営む個人および法人に対し、2015年度(2015年1月1日以後に開始する会計年度)から2017年度(2017年12月31日以後に終了する会計年度)の会計期間に、当該地区における製造販売、購入販売、サービス提供から生じた所得にかかる所得税率の引き下げが付与されました。

この軽減税率の適用申請には、各会計年度開始日から60日以内に所定の申込用紙を歳入局長官へ提出することが求められていましたが、ほとんどの事業者がこの期間内に申請書を提出することができませんでした。

そのため歳入局長官は、歳入法典第3条の8に基づき、2018年3月9日付で歳入局告示を発行し、軽減税率の申請期限を2018年4月30日まで延長しました。

ただし、以下の納税者は対象外です:

- 故意に偽造または違法タックスインボイスを用いて税額控除を行う者。
- 当該地区において業務実態がない者。
- タイ王国の治安に関連して、最高裁で刑法上の有罪判決を受けた者。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385)mayumi.yamamoto@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がございましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.